

外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表

下線部分が変更

点

変更箇所	新取引説明書	旧取引説明書
2. 口座開設について	<p>口座開設のお申込は、弊社所定の方法にて取引所為替証拠金取引口座（以下「くりっく365口座」といいます。）の開設と共に、受付致します。お問い合わせ等はサイバーエージェント FX お客様サービスセンターでお受け致します。</p> <p>外国為替証拠金取引は、リスクが大きく、大きな損失を被るおそれがあります。弊社で外国為替証拠金取引口座を開設して頂くにあたっては、原則として次の要件を満たして頂くことが必要となります。</p>	<p>口座開設のお申込は、弊社所定の方法にて受付致します。お問い合わせ等はサイバーエージェント FX お客様サービスセンターでお受け致します。</p> <p>外国為替証拠金取引は、リスクが大きく、大きな損失を被るおそれがあります。弊社で外国為替証拠金取引口座を開設して頂くにあたっては、原則として次の要件を満たして頂くことが必要となります。</p>
サイバーエージェント FX お客様サービスセンター	<p>電話 : 0120-724-277 24時間（土日を除く） [月曜 午前7:00～土曜 午前7:00（夏時間は午前6:00まで）]</p> <p>URL : http://www.cyberagentfx.jp/call/ 受付は 365 日承っておりますが、ご回答は原則翌営業日までに ご返信致します。</p>	<p>電話 : 0120-724-277 24時間（土日を除く） [月曜 午前7:00～土曜 午前7:00（夏時間は午前6:00まで）]</p> <p>URL : http://www.gaikaex.net/call/ 受付は 365 日承っておりますが、ご回答は原則翌営業日までに ご返信致します。</p>

8 沿革

年月	内容
平成 22 年 2 月	「くりっく 365」サービス開始に伴い第二種金融商品取引業 登録
平成 21 年 6 月	コールセンター24時間受付開始
平成 20 年 4 月	東京都渋谷区道玄坂一丁目 12 番 1 号 渋谷マークシティ ウ エスト 20 階に移転
平成 19 年 9 月	金融商品取引法施行に伴い第一種金融商品取引業者として 登録 (登録番号：関東財務局長 (金商) 第 271 号)
平成 19 年 6 月	手数料無料化開始
平成 19 年 5 月	取引システムリニューアル
平成 18 年 1 月	株式会社サイバーエージェント FX に社名変更
平成 18 年 6 月	取引システム導入 自社によるカバー取引開始
平成 18 年 4 月	東京都渋谷区道玄坂 1-14-6 に移転 金融商品取引業登録 関東財務局長 (金先) 第 148 号 株式情報配信事業を㈱フィナンシャル・プラスに、投資育成 事業を㈱サイバーエージェント・インベストメントにそれぞ れ営業譲渡を行う
平成 17 年 12 月	資本金 4 億 9 千万に増資
平成 17 年 6 月	信託保全サービス開始
平成 16 年 12 月	資本金 4 億 2 千万円に増資
平成 16 年 3 月	資本金 1 億 7 千万円に増資
平成 15 年 11 月	外国為替証拠金取引「外貨 ex」サービス開始
平成 15 年 9 月	株式会社シーエー・キャピタルを資本金 1 億円で設立

年月	内容
平成 21 年 6 月	コールセンター24時間受付開始
平成 20 年 4 月	東京都渋谷区道玄坂一丁目 12 番 1 号 渋谷マークシティ ウ エスト 20 階に移転
平成 19 年 9 月	金融商品取引法施行に伴い第一種金融商品取引業者として 登録 (登録番号：関東財務局長 (金商) 第 271 号)
平成 19 年 6 月	手数料無料化開始
平成 19 年 5 月	取引システムリニューアル
平成 18 年 1 月	株式会社サイバーエージェント FX に社名変更
平成 18 年 6 月	取引システム導入 自社によるカバー取引開始
平成 18 年 4 月	東京都渋谷区道玄坂 1-14-6 に移転 金融商品取引業登録 関東財務局長 (金先) 第 148 号 株式情報配信事業を㈱フィナンシャル・プラスに、投資育成 事業を㈱サイバーエージェント・インベストメントにそれぞ れ営業譲渡を行う
平成 17 年 12 月	資本金 4 億 9 千万に増資
平成 17 年 6 月	信託保全サービス開始
平成 16 年 12 月	資本金 4 億 2 千万円に増資
平成 16 年 3 月	資本金 1 億 7 千万円に増資
平成 15 年 11 月	外国為替証拠金取引「外貨 ex」サービス開始
平成 15 年 9 月	株式会社シーエー・キャピタルを資本金 1 億円で設立

9 行っている業務	<ul style="list-style-type: none">・金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業 (インターネットを介した店頭による外国為替証拠金取引業)・<u>金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業</u> <u>(インターネットを介した取引所における外国為替証拠金取引業)</u>	<ul style="list-style-type: none">・金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業 (インターネットを介した店頭による外国為替証拠金取引業)・<u>システム保守・管理及び運営に関するアドバイス</u>
-----------	---	--